

不利益処分の処分基準

処 分 名		一時的保育事業実施承諾の解除		
根拠例規及び条項		多治見市一時的保育事業実施規則(平成 18 年規則第 49 号)第 15 条第 1 項		
所 管 部 課 名		福祉部 子ども支援課		
処 分 基 準	関係法令等及び条項	—		
	基 準	規則第 15 条第 1 項に定めるところによる。 規則第 15 条第 1 項 市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、一時的保育施設の利用の承諾を解除する。 (1) 児童の保護者から保育期間満了前に辞退の申出があった場合 (2) 第 2 条に規定する保育の要件を満たさなくなった場合 (3) 虚偽の申込みその他の不正な手続により承諾を受けた場合 (4) その他、やむを得ない事情により当該児童の保育を継続することが困難な場合		
	設定年月日	平成 18 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
備 考				